

# 事業・開発等に係る遺跡(埋蔵文化財等)の取り扱いについて

## 分布・確認調査

- 最終的な遺跡の所在と詳細な遺跡範囲・性格・内容等を確認するための調査。
- 事前協議の際の基礎資料となる。
- この作業は原則として教育委員会が行なう。

## 開発事業計画・不動産鑑定など

- 事業者と教育委員会の双方が、埋蔵文化財の取り扱いについて、事前に情報交換や協議・調整等を行なう。
- 埋蔵文化財等への影響が無い場合は      へ。
- 埋蔵文化財等への影響があると思われる場合は、照会文書を提出していただき      の手続きへ。

## 連絡調整 (文化財の有無の照会)

【遺跡なし】

【遺跡あり】

- 事業等の詳細な内容を確認するため、再度協議を行う。

工事着工

取扱協議

工事中に  
遺跡発見  
(不時発見)

文化財  
保護法  
第93・94条に  
基づく  
届出・通知

開発事業地内に所在する埋蔵文化財について、文化財保護法第93・94条に基づく土木工事の届出・通知に対し、埋蔵文化財に影響を及ぼす場合には、教育委員会は発掘調査を指示するが、工事の内容によっては、工事立会や慎重工事を指示する場合もある。

文化財  
保護法  
第96条に  
基づく  
届出

予備調査

- 本発掘調査に向けた調査対象範囲と規模の決定。
- つぼ掘り(数メートル四方の試掘穴)やトレンチ掘り(数メートル幅の細長い試掘溝)などの方法で行なう。

工事停止

本発掘調査

工事立会

慎重工事

- 事業施工地に関わる遺跡の記録保存のための発掘調査。
- 発掘調査の範囲については、事業によって影響を受ける部分を対象とする。

- 対象地域が狭小で通常の発掘調査が実施できない場合及び工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが、現地で状況を確認する必要がある場合において、工事等の実施中に教育委員会の職員が立ち会うこと。

- 遺構の状況と工事の内容から、発掘調査、工事立会が必要ないと考えられる場合において、工事等に際して埋蔵文化財等に悪影響を及ぼすことのないよう、慎重に実施すべき旨について、教育委員会の指導のもとに工事を行なうこと。

※工事立会や慎重工事を指示した後に、再度取り扱い協議を行う場合もある。

取扱協議

お問合せ先

名護市教育委員会 文化課文化財係  
〒905-0021 沖縄県名護市東江一丁目8番11号(名護博物館2階)  
電話:0980-53-3012 FAX:0980-53-3078